第三章　ふるさと投資－復興まちづくりや地域活性化への更なる活用－

杉元宣文（(株)日本政策投資銀行　地域企画部担当部長）

はじめに

「ふるさと投資」の特徴を、次の五つに整理した。

（1）金融機関のバランスシートを経由しない小口金融商品
（2）「個人の志」と「金融機関と異なるリスク許容度特性」を活かした新たな資金供給チャネル
（3）匿名組合出資形態による投資先事業者の自立性への配慮
（4）インターネットを通じた取引による個人投資家の直接参加
（5）多数の個人投資家が、投資を通じ当該事業との関与を継続することで、当該事業を支える消費者（ファン）にも転化

こうした観点から、以下においては、今後こうした「ふるさと投資」スキームの活用がより一層期待される分野について考察する。

具体的には、①震災復興における「まちづくり」、②「地域発グローバルマーケティング」の観点から政府が一体となって推進してきている「國酒プロジェクト」にかかる活用である。

一　復興まちづくりへの活用－石巻のケース

（1）東日本大震災に対する財政面の対応概観

（被害状況）

未曾有の複合災害となった東日本大震災は、一万八〇〇〇人を超える死者・行方不明者、六〇〇〇人以上の負傷者、四〇万戸近い建物の全半壊など甚大な被害をもたらした。被災地においては、本格的復旧から復興のステージに移ってきているが、未だ三四万人が仮設住宅での生活を余儀なくされており、被災地からの人口流出を食い止めるためには、スピード感のある「復興まちづくり」が求められる。

（財政面の対応）

財政面に着目すると、政府の復興支援施策として、平成二三年五月には第一次補正予算においては、災害廃棄物の処理、公共インフラの復旧、仮設住宅の建設等に四兆円が計上、七月に成立した第二次補正予算においては、被災者支援等に二兆円が計上された。

本格的な復興予算となった第三次補正予算においては、復興債の発行等により財源を確保し、復興関係経費として九兆二四三八億円が計上され、

①復興特区法より創設された東日本大震災復興交付金（一兆五六一二億円）

②公共事業等の追加（一兆四七三四億円）

③全国防災対策費（五七五二億円）

④災害関連融資関係経費（六七一六億円）

等が手当された。

なお、復興特区法については、平成二三年一二月に成立・施行され、各地方公共団体が復興推進計画を策定し、規制・手続きの規制や税制、財政、金融上の特例を適用する仕組みが設けられた。このうち、まちづくり関係としては、「まちづくり会社」等に対する個人の出資にかかる所得控除（指定後五年間）など税制上の特例措置が講じられている。

（2）東日本大震災に対する金融面の対応概観

①政府における金融面の対応

金融面においては、いわゆる二重債務問題への対応や、復興特区利子補給制度、危機対応融資等が図られている。以下ではまず政府の対応について概観する。

（産業復興機構）

既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題については、平成二三年六月に「二重債務問題への対応方針」が関係閣僚会合で決定され、「中小企業及び農林水産業向け」、「個人住宅ローン向け」、「金融機関向け」の対策が盛り込まれた。

この方針に基づき、政府としては過剰債務を抱えている事業再生の可能性のある中小企業に対する出資や債権買取等の支援を行う再生ファンドとして「産業復興機構」を設立し、中小企業基盤整備機構と金融機関等が出資する形で、各県ごとに投資事業有限責任組合を置くこととした。

産業復興機構は、平成二四年三月までに岩手、宮城、福島、茨城の各県で設立され、九月までに岩手県では一六件、宮城県では一二件、福島県では二件、茨城県では一件、合計三一件について債権の買い取りが決定された。

（東日本大震災事業者再生支援機構）

国会では、自民党、公明党およびたちあがれ日本・新党改革の発議により、対象事業者

の債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とし、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構を通じて国等による資本金の組成を行い、資金の借り入れにあたっての政府保証も認められる法人を設立するための(株)東日本大震災事業者再生支援機構が設置されることとなった。

※なお、(株)東日本大震災事業者再生支援機構においては、産業復興機構との棲み分けの観点から、資金の貸し付けをつなぎ融資等に限定するほか、債権の買取価格について、支援決定にかかる事業再生計画その他の個々の事情を勘案した「適正な時価」を上回ってはならないとするとともに、債権買い取りに当たっては、(株)東日本大震災事業者再生支援機構に二次ロスが発生した場合の損害担保契約を関係金融機関と締結することができるとされている。

(株)東日本大震災事業者再生支援機構は、二月二二日に設置され、仙台市に本店を、東京都に東京本部を置くほか、各県の産業復興相談センターにおいて一元的に相談を受け付ける体制がとられており、支援決定は、七月二七日現在、一〇件となっている。今後、被災事業者が事業の本格的な再会や新規事業を検討する際には、既往債務の負担軽減が必要な事業者が多数存在するものと考えられることから、機構における支援決定までの期間の短縮（通常一八〇日程度必要とされる案件対応期間を九〇日程度で完結。小規模事業者ではさらに短縮。）を図ることとし、復興庁、金融庁、中小企業庁が連携してそのための推進策パッケージを策定し、機構の取り組みを支援していくこととしている。

（中小企業再生支援協議会）

中小企業再生支援協議会においては、平成二三年度第二次補正予算において、「被災者支援関係経費」の項目で「中小企業再生支援協議会の体制強化」（三〇億円）等が盛り込まれ、復興へ向けた取り組み策が講じられてきている。

（復興特区利子補給制度）

復興特区支援利子補給金制度は、復興特区法に基づく指定金融機関が、復興推進計画（被災地の特定地方恐々団体が定め、国が認定する計画）の目標を達成するうえで中核となる事業について貸付を行う場合、国から指定金融機関に対して当該貸付にかかる利子補給（最大〇・七%、最大五年間）が行われる制度である。

対象事業は、医療関係、農林水産業関係、エネルギー関係、地域産業の高度化・活性化（雇用機会の創出）等、九分野が定められている。

（危機対応融資）

平成二三年五月の第一次補正予算においては、(株)日本政策金融公庫に対し、危機対応業務（中堅大企業向け）として二・五兆円が措置された。その後危機対応業務は、平成二三年一一月の第三次補正予算において一・五兆円の規模追加が行われ、さらに平成二四年度予算では二・〇兆円が措置されている。

② 民間における金融面の対応

上記のとおり、政府において様々な金融面での復興支援策が講じられる一方、民間サイドにおいても、復興向けファンドが立ち上げられてきている（図表 3-1）。

復興向けファンドは、大まかに①助成型、②投資型、③融資型に分類される。また、支援対象に着目すれば、規模の大小に特徴がみられる他、主に産業的な事業分野を対象とするもの、公益的な事業分野を対象とするものがある。

具体的には、助成型、投資型それぞれについて、「生活基盤系」「事業系」「ソーシャルビジネス系」に分類される。

さらに具体的な支援分野についてみれば、それぞれ「ソーシャル・コミュニティビジネス型」「新産業創出ベンチャー型」「まちづくり型」「事業再生型」など、求められる資金ニーズに応じた復興ファンドが設立されてきている。

【図表 3-1　復興ファンド概観】

		ファンド名	主な出資者・出損者
融資型・投資型	デット メザニン エクイティ	みやぎ応援ファンド	仙台銀行
		事業復興アシストファンド	みずほ銀行
		三陸復興トモダチ基金	気仙沼信金ほか
		岩手元気いっぱい投資事業有限責任組合	岩手銀行、政投銀
		ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合	東邦銀行、政投銀
		みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合	七十七銀行、政投銀
		いばらき絆投資事業有限責任組合	茨城銀行、政投銀
		復興支援ファンド「しんきんの絆」	信金中金
		セキュリテ被災地応援ファンド	ミュージックセキュリティーズ
		東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合	七十七銀行、中小機構他
		みずほ東北産業育成ファンド	みずほ銀行・みずほＣＢ
助成型	（市民・企業・その他系）	東北共益投資基金	ユニクロ他
		ヤマト福祉財団	クロネコヤマト
		東日本大震災復興支援財団	ソフトバンク
		コカ･コーラ 復興支援基金	コカ･コーラ カンパニー
		カタールフレンド基金	カタール政府
		MAKOTO	竹井 智宏
		三菱商事復興支援財団	三菱商事
		信頼資本財団	市民による寄付等
		セキュリテ被災地応援ファンド	ミュージックセキュリティーズ

（HP 等から筆者整理）

（3）「ふるさと投資」の特徴と実績－復興まちづくりの観点から－

以上、財政面と金融面、官と民の復興支援策を概観してきたが、中でも、「ソーシャルビジネス系」として新産業創出も企図したミュージックセキュリティーズ社の「セキュリテ被災地応援ファンド」はその機能とスピードにおいて特徴的である。

「セキュリテ被災地応援ファンド」は、助成と投資とのいわばハイブリッド型として機能し、発災後わずか二ヶ月足らずの平成二三年五月には募集開始され始めた。

これまで既にファンド本数三四本、利用事業者数三三社、ファンド総額約一〇億円の実績を上げているが、インターネットを通じた出資者数は延べ約二万三〇〇〇人にのぼり、ファンドから得られるリターンというよりも、むしろ被災地復興に向けた事業を応援したいという、「志ある」資金が全国から集められてきている。

一本あたりのファンド規模は、七〇〇万円～一億円程度（エクイティ）と小規模であるが、そのスピード対応は、今後、復興まちづくりにおいて不可欠となる小規模事業者、商業・小売店等の資金ニーズに合致したものであり、こうしたファンドの活用がより一層拡大することが期待される（図表 3-2）。

なお、ミュージックセキュリティーズ社によれば、宮城県においては、来年度、県として被災地企業の支援メニューのひとつとして当社ファンドの活用を組み入れることを協議中とのことである。

（4）石巻復興まちづくりプロジェクトの概要

今後、本格的な復興期を迎えるにあたって克服されるべき課題の一つは「まちづくり」である。

まちづくりにおいて克服されなければならない課題は、①津波から住民を守る安全安心なまち、②人のくらしの基盤となる「働く場」のあるまち、③コミュニティを維持できる住まいのあるまち、を復活させ、豊かで賑わいのあるまちを復活させることである。

（石巻の現状）

東日本大震災の被災都市としては二番目に大きい石巻には、合計一万三五〇〇戸の仮設住宅が存在する（仮設住宅七〇〇〇戸、借り上げ仮設住宅六五〇〇戸）。これらの人々が生活する住宅を用意していかなければならない。石巻市役所では、四〇〇〇戸の災害公営住宅を建設する計画を立てているが、その差九五〇〇戸の人々は自力で住宅を購入するか賃借するかを迫られている。

（石巻復興まちづくりプロジェクトの検討体制）

こうした状況を背景に、石巻中心部では、復興・再開発構想として、「石巻復興まちづくりプロジェクト」が進められている。検討の主体になっているのは、政府の「復興構想会

議」メンバーを中心に、被災地における都市の再構築のためのプラットフォームを目指して組織された一般社団法人「チームまちづくり」（代表理事：大西隆東京大学大学院教授）である（図表 3-3）。

また石巻の地元においては、石巻復興まちづくりプロジェクトの実現を目指して「コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会」が組織され（顧問：亀山紘石巻市長、阿部正昭石巻市議会議長、大西隆東京大学大学院教授、会長：浅野亨石巻商工会議所会頭、副会長：都市計画家の西郷真理子氏ら）、官民連携体制のもと、持続可能なまちづくりや石巻らしい景観・歴史・文化の薫る街づくり・街並みづくりの推進に向けて地権者も交えたワークショップなどを続けてきている。

東京では「チームまちづくり」が復興まちづくりに知恵を絞り、石巻では住民の意向を最大限尊重しながら官民連携体制のもとで実際のプロジェクトを遂行する、というチームワークができあがっている（図表 3-4）。まさに「絆」による復興プロジェクトであると言えよう。

（これまでの検討経緯）

しかもこのプロジェクトはスタートが早かった。発災後半年も経たない平成二三年八月には地元住民との第一回意見交換会が開始され、深夜までに及ぶ白熱した議論を幾度も繰り返してきている。

こうした議論の結果、旧北上川に近い中心市街地六地区計約四・五ヘクタールの再開発が具体化してきており、うち四地区では災害公営住宅として使うための住宅整備も計画されている。

例えば立町一丁目の計画では、石巻商工会議所を含めたエリアに、津波の危険を避けるために、一階部分を駐車場や店舗、二階部分を人工地盤として商店・オフィスを設置、三階以上を住宅とする構想である。建物は全体で三～四階の低層建築とし、道路に面する部分は店舗やオフィスが中心で、内側を住宅とすることとしている。

石巻市役所では、中心市街地の再開発にあたって、「まちなか再生特区」の認定を受け、商業や観光、医療・福祉などの集積を目指している。本件石巻復興まちづくりプロジェクトについても、住宅の整備、企業・商店の集積などにもつながるとして、前向きに検討を進めている。

（今後のスケジュール）

今後、平成二四年秋にも都市計画決定、二五年三月の着工を目指してプロジェクトは進んできている。発災後二年。被災住民の方々にとっては、安心して戻れる家、働ける場所、コミュニティを回復できるまちづくりが実際にスタートすることこそまさに「希望の光」となるものであり、スピード感のあるプロジェクトの実現が待たれるところである。

（5）復興まちづくりへの「ふるさと投資」の活用

（スピード感ある資金）

こうした「まちづくり」にあたっては、ミュージックセキュリティーズ社の「セキュリテ被災地応援ファンド」のようなスピード感のある資金を活用することが有効であろう。

まちが賑わいを取り戻すには、魅力ある商店・小売業の回帰や、新規立地が速やかに進むことが不可欠である。とはいえ、その資金調達は既存の金融では限界があり、新たな調達手段も求められるところである。小口・小規模であってもスピードが要求される復興まちづくりにおいては、「ふるさと」投資の活用が極めて効果的であると考えられる。

（メザニン資金）

また、資金の性質も重要である。復興まちづくりにおいては、仮にテナントとなる商店・小売業等が速やかに集積したとしても、まちとしての活力を取り戻すには相応の時間がかかることも覚悟せねばならない。

金融庁によって「資本性借入金」と認定された「ふるさと投資」のスキームは、こうした現実に対応できるファイナンスツールとして有益となるであろう（図表 3-5）。

（「志」ある資金）

さらに、石巻復興まちづくりの特徴として、美しい街並みを目指すために、まちの「デザイン」を重視し、また生活スタイル自体をブランドすることを目指している。

「デザイン」については、歴史的なまちなみに学び、ひとつひとつの敷地単位が街並みをつくるよう工夫すること、そのために住民合意のうえで、まちとしてのデザインコードを設定し、美しい景観を創り上げることによってまちとしての魅力向上（バリューアップ）を企図している（図表 3-6）。

また「ライフスタイルのブランド化」については、地元の産業を承継・新興することによって、食や生活雑貨など生活文化産業を育成すること等を通じて、地方における豊かなライフスタイル自体をブランド化することを志向している。

こうした新たな取り組み、すなわち震災という「ピンチ」をむしろ創造的復興という「チャンス」に変えるべく果敢なチャレンジに挑んでいるところであり、そのためには「ふるさと投資」のような「志」ある資金のより一層の活用が期待されるところである。

二　地域活性化への活用－「國酒プロジェクト」の推進—

（1）グローバルマーケティングを目指す地域経済

（「國酒」の現状）

日本の「國酒」である日本酒・焼酎（泡盛を含む）は、米、水など日本を代表する産物を原料とするのみならず、日本の気候風土、日本人の丁寧さ・繊細さなどを象徴した、い

わば「日本らしさの結晶」である、その國酒が近年大きな危機に直面している。国内消費量が縮小しており、国内における酒蔵の数が減り続けている（図表 3-7）。

【図表 3-7　日本酒の現状】

	1998	2003	2008	2009	2010 年
日本酒　課税数量（千 KL）	1,094	842	653	616	603
日本酒　製造業者数	2,073	1,836	1,616	1,585	―

（日本酒造組合中央会調べ）

一方、海外に目を向けると、世界規模の人口増加や途上国の経済成長、また世界的な日本食ブームなどにより、市場としての大きな可能性が広がっている。

（政府・地方自治体の動き）

こうした問題意識のもと、政府は「日本再生戦略」（平成二四年七月閣議決定）の一つとして、國酒をはじめとした日本産酒類の輸出環境整備を図ることにより、「国内だけでなく海外の需要も視野に入れたグローバルマーケティングによる市場開拓」が必要であるとの認識を示した。

また各自治体の動きを見ても、例えば熊本県においては、海外経験・人的ネットワークの豊富なベテランのビジネスマンをスカウトし、県産品を海外に売り込む体制を強化してきている。佐賀県においては、東京事務所に「首都圏営業本部」を設け、海外からの観光客誘致にも積極的に取り組んできている。

（「地域発グローバルマーケティング」の必要性）

人口減少社会に直面し、外需の取り込みが不可欠となる地域経済においては、地域産品の潜在的価値を具現化して、世界市場で発展していくこと、すなわち「地域発グローバルマーケティング」が求められる。そのためには、地域がそれぞれの伝統と強みを活かしつつも、旺盛な企業家精神を発揮し、様々な創意工夫をしながら積極的に挑戦し、柔軟に対応していくことが必要である。

(2) モデルケースとしての「國酒プロジェクト」

（地域再活性化策としての「國酒プロジェクト」）

食文化と一体となった國酒等の海外展開は、日本食材のみならず、酒器や食器などの伝統工芸品などの海外需要拡大という相乗効果も期待される。また、原料である米などの生産拡大を促し、農業再生に資するとともに、原料である水を守ることは地域の環境を保護することにもつながる。

また、酒蔵は、全国の都道府県に所在し、古くから地域の人々の営みと密着して、地域

社会において中心的な役割を果たしてきたところが多い。世界で國酒等が日本の魅力として認知され、國酒等の海外への輸出が拡大すれば、酒蔵を中心にして地域が再活性化することが期待される。

さらに、酒蔵は伝統的な建築物であることが多い。酒蔵は、周辺の街並みとともに日本の伝統的な景観を形成し、酒の文化と組み合わさった地域の食文化や伝統工芸、周辺の観光資源と一体となって、内外の國酒等の愛好家やこれを扱う人々を引き付け、地域再生の一つの起爆剤となる可能性がある。このような「酒蔵ツーリズム」を展開していくことは、日本文化を直接体験し、ストーリー性をもってその愛飲家を増やすことになり、國酒等のブランド価値向上と、その輸出にもつながることが期待される。

（政府の取り組み体制）

そうした意味で、「地域発グローバルマーケティング」のモデルケースとして、政府は一丸となって「國酒プロジェクト」を推進しはじめている。

内閣官房国家戦略室においては、この「國酒プロジェクト」を推進すべく、去る五月一一日に「ENJOY JAPANESE KOKUSYU（國酒を楽しもう）プロジェクト」を立ち上げ、古川国家戦略担当大臣の諮問機関として有識者会議（協議会）を設置した。数回にわたる意見交換を経て、九月四日には、同協議会として「國酒等の輸出促進プログラム」を取りまとめたところである。

さらに、同協議会での議論を受けて、九月一八日には「第一回　國酒等の輸出促進連絡会議」が開催され、古川元久国家戦略担当大臣のもと、大串博志内閣府政務官以下、内閣審議官や各省局長・審議官級からなる推進体制が発足した。同会議には、JETRO（日本貿易振興機構）や JNTO（国際観光振興機構）など政府推進機関も参加し、実効性をあげることが期待されている。

(3)「國酒プロジェクト」への「ふるさと投資」の活用

（政府協議会が示した方向性）

上記「國酒等の輸出促進プログラム」には、「マーケティング戦略の構築」、「國酒等のブランド確立」、「輸出環境の整備」、「海外販路の拡大」等について方向性が打ち出されているが、「國酒等の輸出を支える産業の基盤強化」として資金調達面について以下のとおり「ふるさと投資の活用が示されている。

「國酒等の輸出促進プログラム」
（二〇一二年九月四日　ENJOY JAPANESE KOKUSYU協議会決定）

（１）輸出に要する資金調達の支援

酒造業者が輸出を図り、事業を拡大していく場合に、運転資金や設備投資資金の円滑な供給が必要になるが、中小の酒造業者には負担が大きい。
このため、酒造業者や販売業者は、政府系金融機関の制度融資や貿易保険等を、輸出の促進に活用する。さらに、将来的に農林漁業成長産業化支援機構を、國酒等の輸出支援のために活用することや、中小企業基盤整備機構の投資ファンド（投資事業有限責任組合）を活用することも検討すべきである。
近年は日本酒製造業への民間の投資ファンドも立ち上がってきており、酒類業者は事業計画や経営方針を明確にして民間投資家を呼び込んでいくことも有用である。その際、現在、内閣官房で構築を進めている、地域活性化に貢献する小口ファンド事業を支援する取組である「ふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォーム」を活用することも考えられる。

酒造業者が事業を拡大していく場合に、運転資金や設備投資資金の円滑な供給が必要になるが、中小の酒造業者には負担が大きい。このため、具体的な資金調達支援策としては、酒造業者や販売業者に対する政府系金融機関の制度融資や貿易保険等の手当てなどに加え、「ふるさと投資」を活用することも有益であろう。

（「ふるさと投資」の活用可能性）

ミュージックセキュリティーズ社は既に数本の「酒蔵ファンド」を立ち上げ、相応の効果を上げてきているが、酒類業者が事業計画や経営方針を明確にして、「顔の見える投資」として個人の小口投資を呼び込むことも有用であると考える。熟成期間が数年にわたる純米酒の場合、長期の銀行借り入れが難しい一方、熟成期間中に収益回収を図ることもできず、長期のエクイティ性資金が求められる。これを可能にするのが「ふるさと投資」なのである。

今後、「國酒プロジェクト」を推進していくにあたっては、こうした「ふるさと投資」の市場規模が拡大し、各地の酒関連事業者向けにファンドが組成されることが期待されるところである。